

陸幕厚第15号
10.4.24

改正 平成12年11月30日陸幕厚第70号 平成13年7月2日陸幕厚第51号
平成15年3月31日陸幕厚第33号 平成18年7月26日陸幕法第127号
平成19年1月9日陸幕法第1号 平成19年3月28日陸幕法第61号
平成20年3月31日陸幕厚38号 平成21年2月3日陸幕法第10号
平成21年10月29日陸幕人計第687号 平成22年3月23日陸幕人計第185号
平成29年3月24日陸幕人計第163号 平成30年3月27日陸幕補第376号

陸上総隊司令官

各方面総監

各部隊長 殿

各機関の長

陸 上 幕 僚 長

(例規21)

勤勉手当の成績率の決定手続について(通達)

標記について、「勤勉手当の成績率の運用について」(人給第6849号(21.5.29))のとおり通知を受けたので、平成21年6月1日から下記のとおり実施されたい。

なお、陸幕1第592号(45.11.11)「勤勉手当の支給について(通達)」(例規21)は、平成10年3月31日限り廃止する。

記

1 趣 旨

勤勉手当の成績率の上申、決定及び支給手続について必要な事項を定めるものとする。

2 定 義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準日 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第19条の7第1項に規定する基準日をいう。
- (2) 業績評価 人事評価に関する訓令(平成28年防衛省訓令第56号)第5条第4項の規定による定期評価における業績評価をいう。
- (3) 全体評語 人事評価に関する訓令第6条第1項に規定する全体評語をいう。
- (4) 指定職職員 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第226号)第6条の規定の適用を受ける職員をいう。
- (5) 特定管理職員 防衛省の職員の給与等に関する法律第18条の2第1項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律第1

- 9条の4第2項に規定する特別管理職員をいう。
- (6) 一般職員 指定職職員及び特定管理職員以外の職員をいう。
 - (7) 再任用職員 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第44条の4第1項、第44条の5第1項又は第45条の2第1項の規定により採用された職員をいう。
 - (8) 決定権者 勤勉手当に係る成績区分の決定の権限を有する者であり、指定職職員にあつては防衛大臣を、指定職職員以外にあつては陸上幕僚長をいう。
 - (9) 評価者 陸上自衛隊人事評価実施の細部に関する達（陸上自衛隊達第21-30号）別表に規定する評価者をいう。
 - (10) 上申権者 任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）の定めるところにより昇給を行う者（以下「昇給権者」という。）及び昇給権者に準ずる者として別紙第1で指定した部隊等の長をいう。
 - (11) 人事評価訓令 人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号）をいう。
 - (12) 成績率運用通知 勤勉手当の成績率の運用について（人給第6849号（21.5.29））をいう。

3 成績区分及び対象者等

- (1) 成績区分は、次の掲げる区分による。

ア 特優者（甲）

指定職職員及び再任用職員以外の職員であつて、直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語が中位より上（人事評価訓令第6条第2項第1号に掲げる自衛官にあつては、上位。イ及びウにおいて同じ。）の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀であると決定権者に認められた者

イ 優秀者（乙）

直近の業績評価の全体評語が中位より上（人事評価訓令第6条第2項第1号に掲げる自衛官にあつては、上位。）の段階である職員のうち、勤務成績が優秀であると決定権者に認められた者

ウ 標準者（丙）

- (ア) 直近の業績評価の全体評語が中位より上の段階である職員のうち、ア、イに該当しない者
- (イ) 直近の業績評価の全体評語が中位の段階である者
- (ウ) 直近の業績評価の全体評語がない職員

エ やや良好でない者（丁）

- (ア) 人事評価訓令第6条第2項第1号及び第2号に掲げる自衛官及び事務官等において、直近の業績評価の全体評語が中位よりも下の段階である者のうち、勤務成績がやや良好でないと決定権者に認められた者
- (イ) 人事評価に関する訓令第6条第2項第3号に掲げる自衛官及び事務官等においては、業績評価の全体評語が「C」である者

オ 良好でない者（戊）

(ア) 人事評価訓令第6条第2項第1号及び第2号に掲げる自衛官及び事務官等において、直近の業績評価の全体評語が中位よりも下の段階である者のうち、勤務成績が良好でないと決定権者に認められた者

(イ) 人事評価訓令第6条第2項第3号に掲げる自衛官及び事務官等においては、業績評価の全体評語が「D」である者

カ 訓戒者等

基準日以前6月以内の期間において訓戒（訓戒等に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第33号）第2条第1項に規定する訓戒をいう。）又は注意（同条第2項に規定する注意をいう。）を受けた者

キ 戒告処分者

(ア) 基準日以前6月以内の期間において戒告（自衛隊法第46条第1項の規定による戒告をいう。次号において同じ。）の処分を受けた者

(イ) 基準日以前6月以内の期間において戒告の処分の対象となる事実があった者（当該事実に基づき前号に該当することとなった場合を除く。）

ク 減給処分者 次に掲げる職員をいう。

(ア) 基準日以前6月以内の期間において減給（自衛隊法第46条第1項の規定による減給をいう。次号において同じ。）の処分を受けた者

(イ) 基準日以前6月以内の期間において減給の処分の対象となる事実があった者（当該事実に基づき前号に該当することとなった場合を除く。）

ケ 降任又は停職処分者

(ア) 基準日以前6月以内の期間において降任（自衛隊法第46条第1項の規定による降任をいう。次号において同じ。）又は停職（同項の規定による停職をいう。ロにおいて同じ。）の処分を受けた者

(イ) 基準日以前6月以内の期間において降任又は停職の処分の対象となる事実があった者（当該事実に基づき前号に該当することとなった場合を除く。）

(2) 次の再任用職員以外の職員は、「特優者」及び「優秀者」とはしないものとする。

ア 勤勉手当に係る勤務期間が6月未満の者

イ 基準日現在、学校等に所属（部隊等への付配置を含む。）し、入校を命ぜられている者（会社等研修及び医官の部内外研修を含む。）

ウ 評価期間の全期間にわたり、入校を命ぜられている者

エ 条件付き採用期間の者、2等陸士（同時期入隊の一般曹候補生を含む。）及び幹部候補生（部内幹部候補生を除く。）

(3) 指定職職員及び再任用職員は、「特優者」とはしないものとする。

(4) 複数の成績区分の対象となる職員

複数の成績区分に該当する職員については、より下位の成績率（成績率運用通知第3に規定する職員及び成績区分に応じた成績率をいう。）の区分とする。

4 上申、決定手続

(1) 特優者及び優秀者の基準数

ア 決定権者は、特優者及び優秀者の成績率を適用する職員の数について、成績率運用通知第2第20号の勤勉手当支給限度額から算定した基準となる数（以下「基準数」という。）を指揮系統を通じて上申権者に通知する。

ただし、国際平和協力業務等に複数回派遣された職員に係る勤勉手当の成績率の適用について（人制第8241号（19. 8. 29））の規定に該当する者（以下「海外複数回派遣者」という。）がいる場合には基準数とは別に上申権者に通知する。

イ 上申権者は、指揮系統を通じて評価者に基準数及び海外複数回派遣者数を自衛官と事務官等に区分して示すものとする。

(2) 上申手続

ア 評価者は、示された基準数の範囲内において、階級及び職務の級ごとに、別紙第2に示す基準に基づき「特優者」及び「優秀者」（以下「特優者等」という。）を選考し、勤務手当の成績率通知書（様式別紙第3）を作成し、支給日の35日前までに上申権者に送付するものとする。

この際、第3項第1号エ（ア）及びオ（ア）に該当する者については、特優者等とは別様に成績率通知書の様式に準じて作成し、上申するものとする。

イ 上申権者は、通知された「特優者等」及び「良好でない職員等」を取りまとめ、指揮系統を通じて支給日の30日前までに決定権者に上申する。この際、上申権者は通知された者のうち不相当と認める者がいる場合、又は通知された者以外の者が該当者がいると認める場合には、全般の均衡を考慮してこれを修正することができる。

なお、再任用職員の上申は、同じ階級又は職務の級の再任用職員以外の職員の上申権者が行うものとする。

ウ 海外複数回派遣者に該当する者がいる場合、上記手続きに準じて決定権者に上申するものとする。

(3) 決定手続

決定権者は、上申を受けて「特優者等」及び「良好でない職員等」を決定し、支給に必要な通知を支給日の25日前までに実施する。

5 支給事務手続

(1) 勤務状況通知作成者への通知

ア 指定職職員

指定職職員の属する部隊及び機関等の長は、防衛大臣又は防衛大臣の指定する者の決定通知に基づき、標準者以外の者の階級、氏名を指揮系統を通じて勤務状況通知書作成者（陸上自衛隊給与取扱規則（陸上自衛隊達第16-3号）第4条に規定する中隊長等をいう。）に通知する。

イ 特定管理職員及び一般職員

上申権者は、決定権者の通知に基づき、「標準者」以外の者（特定管理職員にあつては全職員）の階級又は職務の級、氏名を指揮系統を通じて勤

務状況通知書作成者(陸上自衛隊給与取扱規則(陸上自衛隊達第16-3)第4条に規定する中隊長等をいう。)に通知する。

- (2) 勤務状況通知書作成者は、通知された成績率に対応する区分を昇給記録カード又は昇給記録表(陸上自衛隊人事業務規則(陸上自衛隊達第21-6号)別紙第53、別紙第54及び事務官等人事業務規則(陸上自衛隊達第21-13号)別紙第27に規定するカード等をいう。)に記録するとともに陸上自衛隊給与取扱規則第6条第2項によって処理する。

昇給権者に準ずる上申権者

(自衛官)

部隊区分			被評定者	上申権者
共通			准尉	曹士の上申権者
陸幕	各部等		2 佐以下	各部長等
防衛大臣直轄部隊等	警務隊を除く防衛大臣直轄部隊等			防衛大臣直轄部隊等の長
	学校	隊		隊長
方面隊	群			大隊長
	大隊			
	施設団	施設器材隊		施設器材隊長
	駐屯地業務隊			駐屯地業務隊長
	補給処	支処		支処長（1 佐に限る。）
	自衛隊病院			病院長
	方面航空隊	航空野整備隊		航空野整備隊長
師団・旅団・団	連隊	大隊		大隊長
陸上総隊	団	連隊	大隊長	
		大隊		
	後方支援隊		後方支援隊長	
群・連隊・隊			群長・連隊長・隊長	

自衛隊情報保全隊		情報保全隊司令
自衛隊中央病院		病院長
自衛隊体育学校		学校長
自衛隊地方協力本部		地方協力本部長

(事務官等)

部隊区分		被評定者	上申権者
陸幕	各部等	室・班 6 級以下	各部長等
防衛大臣直轄部隊等		1 級の隊員	直轄部隊等の長
陸上総隊司令部（隷下含む。）		6 級以下の隊員	陸上総隊司令官
方面隊	共通	1 級の隊員	方面総監
	第 4 師団		師団長
	通信群		通信群長
	駐屯地業務隊		駐屯地業務隊長
	補給処 支処		支処長（1 佐に限る。）
	自衛隊病院		病院長
自衛隊地方協力本部			地方協力本部長
自衛隊体育学校		3 級以下の隊員	学校長

勤勉手当の成績率を決定する場合の基準

勤勉手当の成績率を決定する場合は、直近の業績評価に基づくほか、勤務成績の判定の要素として、評価期間において、次に掲げる事由の一に該当する者の中から選考する。

- 1 優秀者の成績率の適用を受ける者
直近の業績評価の評語が上位の者の中から、事由の一に該当する者
 - (1) 勤務成績が優良とされる場合
 - ア 困難な課題に取り組み成果を挙げた場合
 - イ 精神的、身体的労苦の多い職務に従事し成果を挙げた場合
 - ウ 自己研鑽に努め、職務遂行能力に顕著な向上があると認められた場合
 - エ その他、常日頃職務に精励するとともに模範とされる場合
 - (2) 繁忙な業務に従事したとされる場合
繁忙な業務に相当の期間にわたり従事した場合

- 2 特優者の成績率の適用を受ける者
直近の業績評価の評語が上位の者の中から、下記項目に該当すると認める場合
 - (1) 特殊な知識、経験、技能等を必要とする困難な課題に取り組み成果を挙げた場合
 - (2) 重要政策等に参画し、評価期間における緊急度又は困難度が高いと評価し得る業務を遂行し、成果を挙げた場合
 - (3) 部外等との折衝業務等のうち、困難度が高いと認められる業務に従事し、成果を挙げた場合
 - (4) 精神的、身体的労苦の多い職務に相当の期間にわたり従事し、成果を挙げた場合
 - (5) 業務に直接関連する高度の公的免許等又はこれに相当する部内資格を取得したことにより、職務遂行能力に顕著な向上があると認められる場合
 - (6) 職務に関する自らの創意発案により当該職務遂行の改善に成果を挙げた場合

勤勉手当の成績率通知書

(特優者、優秀者の区分)

部隊等名

連番	階級	氏名	認番	直近の業績評価	勤務成績の判定の要素	選考理由

記入要領

- 1 「特優者」又は「優秀者」について、区分ごと別様で作成する。
- 2 事務官等の場合、階級の欄は職務の級に、認番の欄は個人番号として記入する。
- 3 勤務成績の判定の要素については、別紙第2示す勤務成績の判定の基準の該当項目・号等を記入する。
- 4 選考理由については、成果のあった事項を簡潔に記載する。
- 5 記載例

連番	階級	氏名	認番	直近の業績評価	勤務成績の判定の要素	選考理由
1	2曹	〇〇〇〇	Xxxxxxxx	A	第1項(1)イ	国際協力活動参加